

ギュっとラーニング 

～支援者向けオンデマンド研修教材～

※本研修教材の無断使用・転載・コピー・引用等は禁止します。

地方公共団体に求められる支援 ～総合的対応窓口の活性化のために～

元上智大学 総合人間科学部教授

伊藤富士江



本講義の内容

- 地方公共団体が果たすべき役割
- 総合的対応窓口を活性化するために必要なこと
- 総合的対応窓口における専門職の活用

※本講義で使用する用語について
被害者＝犯罪被害等に遭われた本人、その家族、遺族
(犯罪被害者等)

犯罪被害に遭った方々は
地方公共団体に対して
どんなことを望んでいるか
まず被害者ご遺族の声※を
聴いてみましょう

※科学研究費助成事業(課題番号19K02221:伊藤富士江)
「被害からの回復」に関する犯罪被害者調査
インタビュー調査より

3

インタビュー調査より①

◆Aさん 「本当に(事件)翌日から子どもたちのご飯を作らなきゃいけない。… 家の中のことをしなきゃいけない、あと、一番分からなかったのは、手続きです。夫が亡くなったから年金の手続きだ、それから預金口座の手続きだ、相続の手続きだ、もう、一家の大黒柱が亡くなるとやるべきことが山ほどです。何をしなきゃいけない、それにはどこから、どうやって手を付けていったらいいかっていうのを、一緒にやってくれる人がいたらどんなにありがたかったらと思うて…」【傷害致死事件のご遺族】

4

インタビュー調査より②

- ◆**Bさん** 「市役所には間違いなく死亡届なり何かしらの届け出を出すので、そのときに**情報**が欲しいですね。これからどうすればいいのかとか、例えば(被害者支援)センターについてもう少し細かく説明してくれたりとか、裁判の流れも簡単でもいいし、それくらいは必要かなとか。それこそ**市役所のほうで付き添い支援**とかできると..してほしいですね。(地元は)広いんでセンターまで行くのも大変でね」
【交通被害のご遺族】

5

インタビュー調査より③

- ◆**Cさん** 「家事、育児、介護の支援が使えるといいですね。今ある原資を使うとしたら、**福祉のサポート**とかね、こういう**急激な変化が、アクシデントがあった家庭**に使えるようにしてくれると助かるかな」
【交通被害のご遺族】
- ◆**Dさん** 「実を言うと、よく交通事故や犯罪被害が起きますと、心の支援という言葉が最初に出ます。でも、心の支援というのは、生活があつての、その後の心の支援ですから、そう考えると、やはり**生活の基盤をしっ**かりするということこそが、**心の支援につながっていく**のではないかと思ってます」【交通被害のご遺族】

6

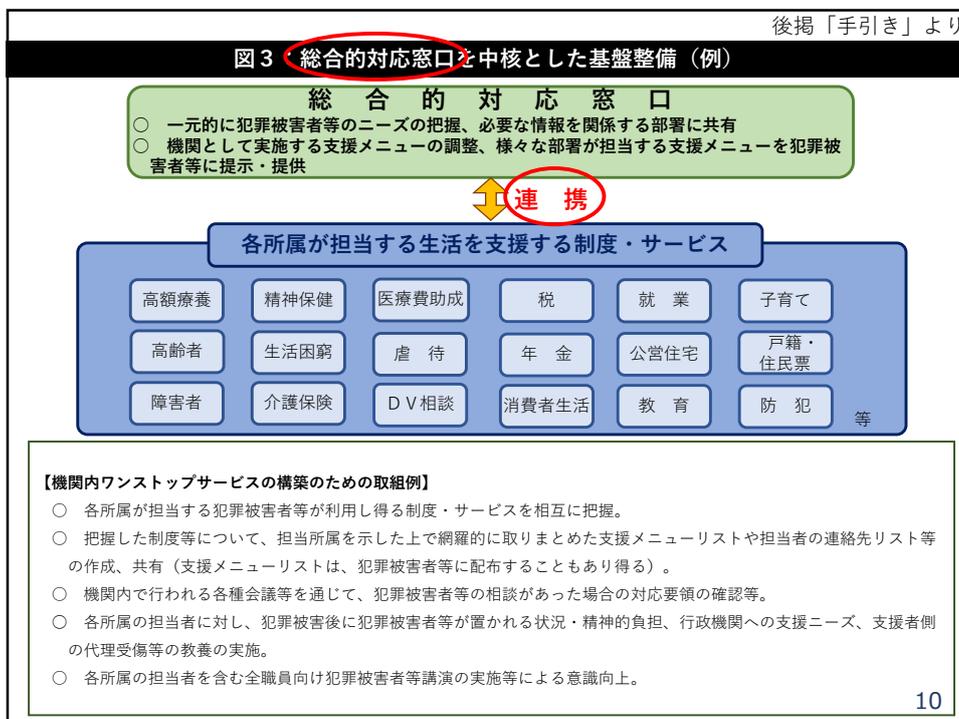
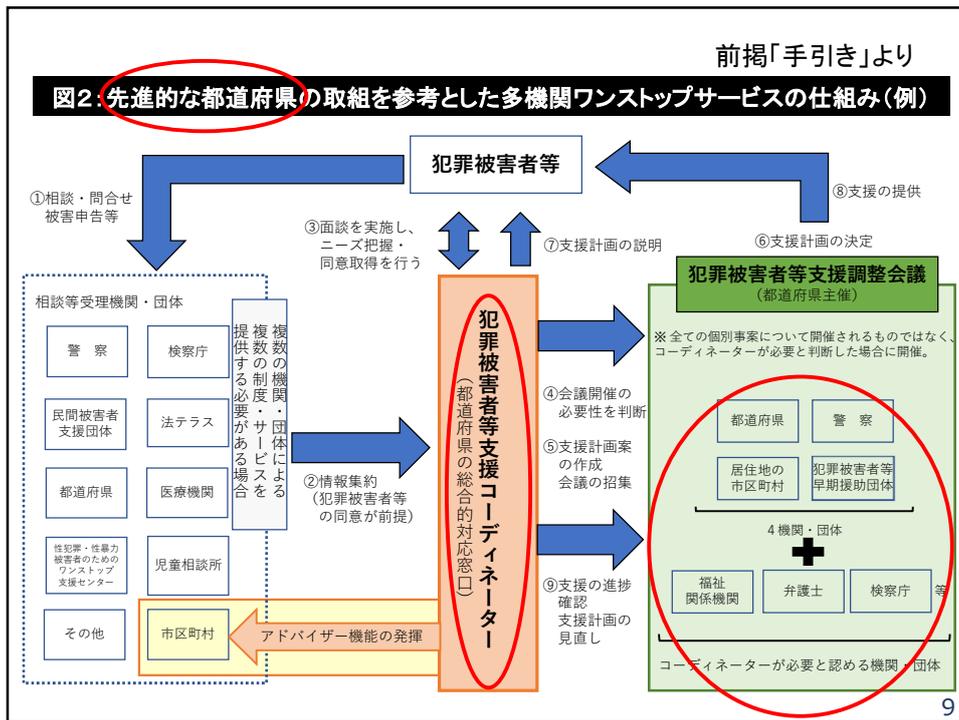
被害者支援において地方公共団体が果たすべき役割

- 被害者の生活を支援するための**保健福祉サービス、居住サービス等は市区町村や都道府県が所管・担当している**
- 被害者に必要な支援を届けるためには**都道府県単位の広域的な検討**が必要
- 地方公共団体には**犯罪被害者等施策について積極的に関与する責務**があり、都道府県には市区町村へのアドバイザー機能が期待される

7

ここで現在、地方公共団体に求められている
ワンストップサービス体制
について整理しておきます

8



機関内ワンストップのポイント

- 総合的対応窓口が一元的に
被害者に関する情報を集約 **【被害者の同意】**
- 被害者に面談し、ニーズを把握
- 関係部署に必要な情報を共有
- 機関として実施する**支援メニューの調整**
- 支援メニューを被害者に提示・提供



「総合的対応窓口は、**保健医療・福祉分野のものを所掌する部署に配置する、又は、こうした制度・サービスに関する知見を有した者が配置されることが望まれます**」

後掲「手引き」より

11

総合的対応窓口が準備すべきこと

- 日頃から庁内関係課(係)との**連携を進める**
- 犯罪被害の実態、必要な支援等の**理解を深める**
- 網羅的に把握した**庁内関係課(係)の持つ制度・サービスの内容について、支援メニューリスト(担当窓口・連絡先も記載)を作成**
- 支援メニューリストには、**庁外の関係機関・団体**の持つ制度・サービスの内容を含めることも必要
➔**毎年確認して更新**

12

地方公共団体が提供すべき**支援メニュー(例)**はこの「**手引き**」参考資料2・メニューリストに掲載



詳しくは、「**総合的対応
窓口の在り方**」の講義
を**参照**

この「**手引き**」は
警察庁webでも公開

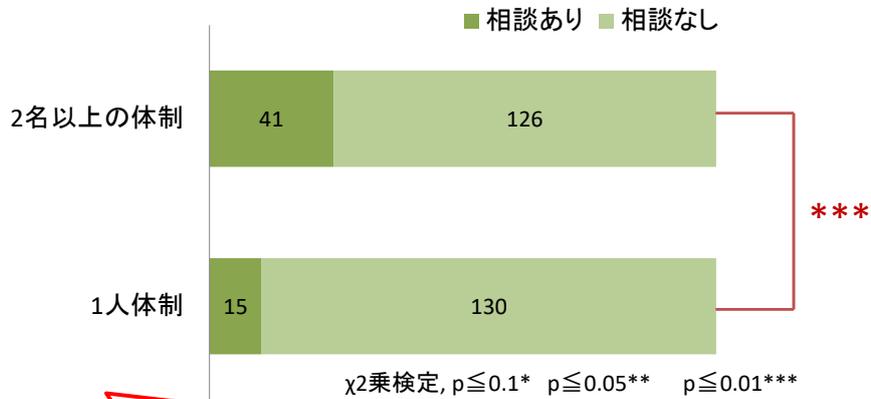
13

**総合的対応窓口の担当者に
ついて**:全国の地方公共団体の
窓口を対象にした**調査
結果**※から考えてみましょう

※「犯罪被害者等暮らし・支援検討会」による調査研究、
科学研究費助成事業(課題番号24530728:伊藤富士江)
及び(課題番号25780360:大岡由佳)による共同研究

14

①担当者数と、その窓口の相談状況

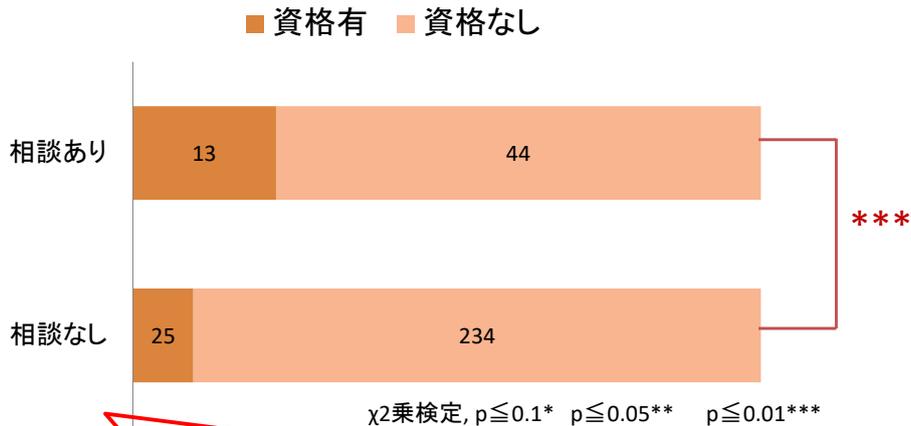


窓口の担当者配置が2名以上の場合、「相談あり」の傾向
 →体制が整っているところは、庁内の研修や啓発活動を充実させて、相談の汲み上げができていと推測される

15

②担当者の資格※有無と相談の有無

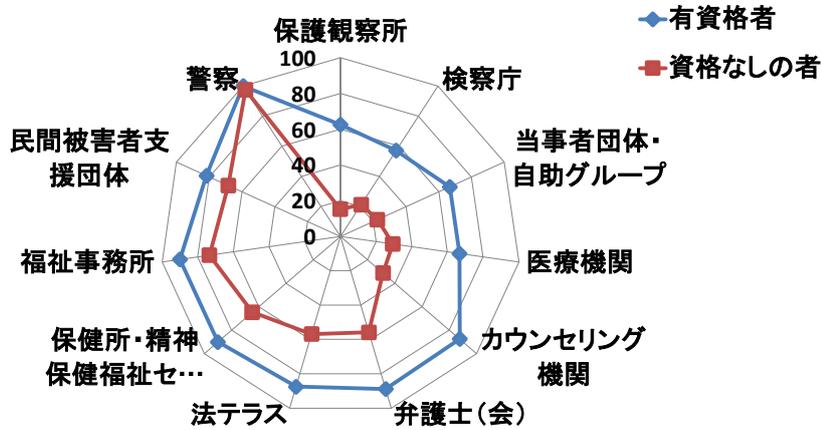
※資格とは社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、社会福祉主事、臨床心理士等（調査時点）



有資格者が配置されている窓口は「相談あり」の傾向
 →有資格者の配置により、庁内や多機関との連携が図られ、相談の汲み上げができていと推測される

16

③担当者の資格有無と連携先



有資格者は無資格者より、バランスよく多機関と連携する傾向

17

④被害者支援に関連する事業の参加・実施

(N=364)

事業の実施	事業実施率		P
	有資格者	資格なしの者	
有実施率	18件(51.4%)	91件(34.5%)	P=0.050 **
被害者支援ネットワーク会議への出席	11件(31.4%)	58件(22.0%)	P=0.212 n.s.
対応窓口についての定期的な広報	12件(34.3%)	33件(12.5%)	P=0.001 ***
被害者等支援についての職員研修の開催	7件(20.0%)	22件(8.3%)	P=0.028 **
被害者等支援に関する市民講演会の開催	8件(22.9%)	15件(5.7%)	P<0.000 ***
その他	5件(14.3%)	17件(6.4%)	P=0.095 *

χ²乗検定, p≤0.1* p≤0.05** p≤0.01***

担当者が有資格者の場合、様々な被害者支援の事業を行う傾向

18

調査結果より明らかになったのは・・・

- 窓口の体制を充実させると相談が増える(➡相談の掘り起こしにつながる)
- 対人援助職としてキャリアのある者や資格を持っている者(社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、臨床心理士等)が、窓口担当者となると：
 - 潜在化していた被害者ニーズが顕在化する
 - 多機関との連携率が高まる
 - 被害者支援に関連する様々な事業(イベント、研修等)の展開につながる

19

総合的対応窓口の担当者として

 望ましいのは：

- 対人援助の専門職（例えば、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、公認心理師等）
- 相談業務や福祉部署の経験者 など

その理由は：

- 被害者の権利を守り、被害者の生活全体を視野に入れた支援ができる
- 被害者のニーズに合った社会資源を活用し地域での生活再建を促す働きができる

20

総合的対応窓口を活性化するために

🔦 ポイントは:

- 小さな市区町村の場合、兼務でもOK
ただし、**被害者支援の優先順位を上げ**
関係部署と知恵を出し合う環境づくりを
- 窓口担当者が孤立しないように、**組織として**
バックアップする体制(例えば、庁内の精神
保健等の部署から助言を得られるなど)を
整えることが大事

21

優先順位を上げるために:

「被害者支援」とは、苦境にある
被害者個人を助けることに留まらない



22

まとめ

- 被害者支援において、地方公共団体は地域の実情に応じた犯罪被害者等施策を推進し、被害者の生活基盤を直接サポートする重要な役割がある
- 総合的対応窓口の担当者は、支援の要^{かなめ}対人援助の専門職活用の検討を

23

ご視聴ありがとうございました。

